

諮問日：平成29年6月8日（平成29年度（最情）諮問第35号）

答申日：平成29年10月23日（平成29年度（最情）答申第45号）

件名：懲戒処分説明書の一部開示の判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行後から現在まで『最高裁判所の職員で懲戒処分を受けた者の懲戒処分説明書（職・氏名・採用年月日・懲戒処分年月日・逮捕年月日）』」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、処分説明書（以下「本件開示文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成29年3月8日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件は、不開示情報に該当しない公務員の試験に関するものであり、処分が戒告という軽いものであって、事実関係が簡潔であり、事実を認めており、懲戒権の乱用で無効ともいえるから、不開示部分を開示すべきである。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示文書のうち不開示部分（以下「本件不開示部分」という。）には、被処分者の氏名が処分の内容等とともに記載されており、一体として行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に規定する個人識別情報に相当する。また、懲戒処分を受けることは、被処分者の職務遂行に係る情報ではないから、同号ただし書ハに相当せず、同号ただし書イ及

びロに相当する事情も認められない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 平成29年6月8日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年9月8日 本件開示文書の見分及び審議
- ④ 同年10月20日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 本件開示文書を見分した結果によれば、本件不開示部分には、当該被処分者の処分の内容が当該被処分者の氏名等とともに記載されており、本件不開示部分に記載された情報は、全体として被処分者に係る法5条1号に規定する個人情報に相当すると認められる。また、懲戒処分を受けることは、被処分者の職務遂行に係る情報とはいえないから、同号ただし書ハに相当するとは認められない。そのほか、同号ただし書イ及びロに相当する事情は認められない。

したがって、本件不開示部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおりであるから、本件開示文書を対象文書として特定し、その一部を不開示とした原判断については、本件不開示部分は法5条1号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 潔

委員 門口 正人